

5 シルバー保険及び保険料等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人安芸高田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の傷害保険及び損害保険に関し、必要な事項を定めるものとする。

(シルバー保険加入先等)

第2条 正会員とセンター、正会員と発注者との間には雇用関係がないため、(労働者災害補償の適用はありません。)センターはこれに代わる「シルバー人材センター傷害保険及び損害保険」(以下「シルバー保険」という。)に加入するものとする。

2 センターが加入する保険会社は、理事会で定め、毎事業年度ごとに契約する。

(保険料の負担)

第3条 正会員は、一事業年度におけるシルバー保険料を全額自己負担するものとする。

2 前項のシルバー保険料は、センターと保険契約会社との間に取り交わす契約に基づく1人当たりの額とする。

3 前項のシルバー保険料額は、毎年会費の納入時期に合わせて、正会員に通知するものとする。

(保険料の納入)

第4条 新規入会会員又は正会員は、会費規程に定める会費の納入時に合わせ、シルバー保険料を一括納入するものとする。

2 センターは、正会員が既に納入したシルバー保険料は返還しない。

3 シルバー保険料については、経済的事情または病気等の理由により、理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(保険の内容)

第5条 保険の契約内容については、理事会において決定し、契約保険会社の約款に基づく保険契約内容とする。

2 保険の契約内容等は、会員マニュアル等に記載するとともに、事務所へ備え付け、内容に変更あるときは、会員会議等の資料により、正会員へ知らせることとする。

(シルバー保険の適用)

第6条 急激かつ偶然な事故によって起こった場合や被った場合で、別紙「事故報告書」を保険会社へ提出し、その事故の状況等(傷害・損害)によって、保険約款に基づきシルバー保険が適用される。

2 センターに正会員として入会したと同時に、シルバー保険の適用をうける。

(過失責任)

第7条 故意又は重大な過失又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど保険で担保できない賠償は正会員が負うものとする。

(免責負担)

第8条 シルバー保険を使用する正会員は、保険約款に基づき免責額を自己負担するものとする。

(保険金の支払い)

第9条 保険約款に基づき、保険会社からの支払いによる。

(委任)

第10条 この規程に関して必要な事項は、理事会において定める。

附 則

この規程は、公益社団法人安芸高田市シルバー人材センターの設立の登記の日から施行する。